

当事者が地図を動かす——合意管轄・応訴管轄と、管轄の調査

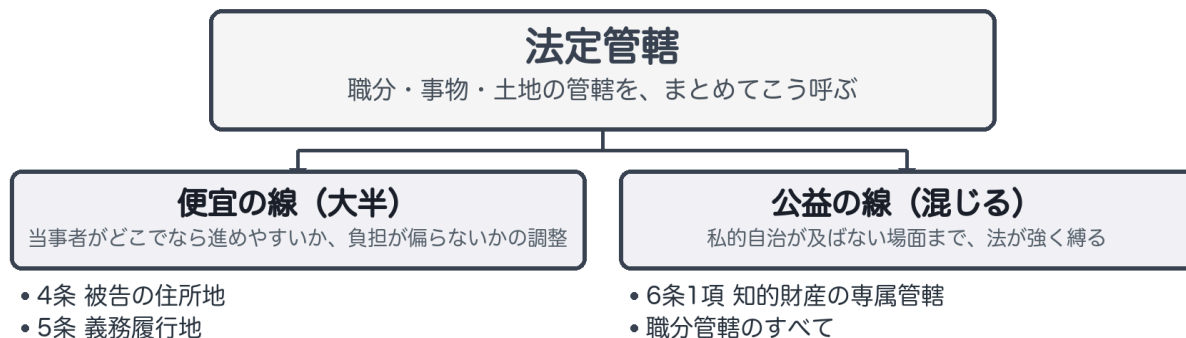
ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民訴#15 / 動画: <https://youtu.be/r3oWzEDVEDU>

第1章 訴訟の開始 ⑮／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 法定管轄という名前をつける

短答・論文共通

法定管轄という名前——便宜の線と、公益の線



当事者が動かせるのは、便宜の線のほうだけ——ここが今日の分かれ目

図：法定管轄の総称

- 職分・事物・土地の管轄をまとめて呼ぶ
- 多くは当事者の便宜のための線・公益の線も混じる
- ボード

ここまで見てきた、職分管轄、事物管轄、土地管轄——条文で決まる管轄を、まとめて**法定管轄**と呼びます。審級管轄は、第一審・控訴審・上告審のどれを担当するか、という分担です。あれも条文で決まる管轄です。ただ、今日の主役は、当事者が動かせる土地管轄と事物管轄のほうです。ここで大事ななのは、名前よりも性質です。法定管轄をどこに引くかは、当事者がどこでなら訴訟を進めやすいか、負担がどちらかに偏らないか——その調整だけで決まっています。民事訴訟で扱う対象は、もともと私的自治が及ぶ、実体私法上の権利義務です。当事者どうしが自由に取り決めてよい関係だからこそ——それを審理する場所についても、できる限り当事者の意思を尊重してよい、という発想です。

だから、当事者双方が——もっと通いやすい裁判所で決着をつけたいと望むなら——第一審に限ってその希望を通して——法が線を引いた狙いは、損なわれません。4条の被告の住所地も、5条の義務履行地も、6条の知的財産の専属管轄も——全部この法定管轄の一部です。専属管轄は、前回見たとおり、法が「この裁判所だけ」と決めて、ほかを締め出す管轄です。便宜の線に、動かせない線が混じっている——そこが、今日の分かれ目です。法定管轄の多くは便宜の線ですが、公益のために引かれた線も混じっています。当事者が動かせるのは、便宜の線のほうだけです。そして、これから見る2つの方法で、当事者はこの地図を動かします。

2 一度目の動かし方——合意管轄

短答・論文共通

一度目の動かし方——合意管轄

|合意管轄とは

- 当事者どうしの合意によって、**法定管轄と異なる裁判所**を定めることができる
- 事前に、自分たちで決めてしまう——という発想

|条文で要件を確認する

- 民訴**11条**に、要件が定められている

図：法定管轄と合意管轄（当事者の合意で法定管轄と異なる裁判所を定める）ボード

当事者どうしの合意によって、法定管轄と異なる裁判所を定めることができます。これが**合意管轄**です。条文で、要件を確認しましょう。

条文 民事訴訟法11条

民事訴訟法第11条(管轄の合意)

第十一条 当事者は、**第一審に限り**、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく**訴え**に関し、かつ、**書面**でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した**電磁的記録**によってされたときは、その合意は、**書面によってされたものとみなして**、前項の規定を適用する。

条文どおりに整理すると、3つです。1つめ、**一定の法律関係に基づく訴え**に関するものであること。そういう包括的な条項は、この要件を満たしません。特定の法律関係に限定されていない合意は、効力を生じません。今回の契約書は「本契約に関して」と限定されているので、この要件はクリアしています。2つめ、**第一審に限られる**こと。土地管轄と事物管轄についてだけ許されます。もし審級ま

で、当事者の意思で動かせるとしたら——控訴審や上告審のたびに、裁判所の階層構造そのものが崩れてしまいます。私的自治の尊重は、あくまで第一審に限られるんです。

審級のほかに、もう1つ、職分管轄も対象から外れます。判決を出すのか、強制執行かという、仕事の種類による分担——前回見たとおり、これはすべて専属管轄です。公益の線ですから、そもそも合意で動かす対象に入りません。3つめ、**書面**ですること。ここは**2項**に書かれています。書面と電磁的記録の項番号は、今日いちばん細かい条文の読み方です。書面でなければ効力を生じない、という本体のルールは2項にあります。3項は、電磁的記録による合意を、書面によってされたものと**みなして**——2項を適用する、というみなし規定なんです。

書面性の条番号を聞かれたら、2項と答えてください。この3つは、条文どおりの要件です。暗記するのではなく、条文を思い出せば十分です。同じ書面である必要ありません。申込みと承諾が別々の書面で、時期がずれてもかまいません。たとえば、K社が先に条項入りの契約書案をMさんに送り——Mさんが日を置いてサインして返送した、という場合でも構いません。では、この3要件を、契約書の条項に当てはめてみましょう。

合意管轄3要件のあてはめ——11条とM×K社の契約条項

要件（11条）	条文根拠	契約書の条項へのあてはめ
①一定の法律関係に基づく訴え	2項	「本契約に関して」——限定されている
②第一審に限る	1項	「第一審の」——明記されている
③書面ですること	2項 (3項は電磁的記録のみなし)	契約書に条項として印刷

3つとも満たす——合意管轄として有効に成立している

図：合意管轄3要件のあてはめ

- 一定の法律関係
- 第一審の土地・事物管轄のみ
- 書面
- M×K社の契約条項ボード

契約書の裏面には、こう書かれていました。

「本契約に関して当事者間に生じた一切の紛争については——東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする」。1つめ、一定の法律関係——「本契約に関して」と限定されています。2つめ、第一審のみ——「第一審の」と明記されています。3つめ、書面——契約書という書面に、条項として印刷されています。合意管轄として、有効に成立しています。合意で動かせるのは、さきほどの2つめ——第一審の土地管轄と事物管轄でした。場所だけでなく、簡裁か地裁か、という階級のほうも、この一文が動かしています。

問題は、この合意が**付加的**なのか、**専属的**なのか、です。**付加的**というのは、法定管轄に**追加**されるだけで、他の裁判所も選べる、という意味です。専属的は、それ**以外**の裁判所を排除する、という意味です。

★ **論文で書く規範**：合意の内容が不明なときの読み方 原則は、**専属的合意**と解する（1つの裁判所を書いた以上、それ以外を排除するのが通常の当事者の意思）。例外として、**約款のように一方が作った条項**で判断できないときは、**付加的合意**と解して、選ぶ余地の無かった側を保護する。
（原則＝当事者の通常の意味／例外＝東京高決昭和58・1・19（判時1076号65頁））

守る手段は、実は残っています。ただ、順番が大事です。原則は、**専属的合意**と読みます。わざわざ1つの裁判所を書いた以上——それ以外を排除する意思だと見るのが、通常だからです。ここに例外があります。約款のように、一方が作った条項を、受け入れるしかなかった場合です。そういう条項で付加的か専属的か判断できないときは、**付加的合意**と読んで——選ぶ余地の無かった側を保護した裁判例があります。Mさんの側が文言を交渉できた形跡はありません。だから、この例外を検討する余地があります。その読み方なら、Mさんは東京地裁**にも**訴えられますが——札幌でも訴えられる余地が残ります。ですが、今回の契約書は、はっきり「専属的合意管轄」と明記していました。

文言だけを見れば、**専属的合意**と解釈できます。東京地裁でしか訴えられない立場に置か

れます。

専属管轄と専属的合意管轄——名前は似ていて、中身は逆

	専属管轄（法律が決めた）	専属的合意管轄（当事者作成）
決める主体	法が公益のために決める	当事者が合意で作る
動かせるか	動かせない——当事者の意思を超える	動かせる余地が残る——私的自治の産物
具体例	知的財産事件の専属管轄（6条1項）など	契約書の「東京地裁を専属的合意管轄とする」

名前は似ているが、中身は正反対

図：専属管轄と専属的合意管轄の違い

- 法律が決めた動かせない専属管轄
- 当事者が作った動かせる専属的合意管轄
- ボード

前回見た、知的財産の専属管轄とは、まったく違う種類の「専属」です。名前は似ていますが、中身は正反対です。法律が決めた専属管轄は、公益性が強く働く場面で——当事者の意思を超えて、動かせません。一方、専属的合意管轄は、私的自治の産物です。当事者

が作ったものだからこそ、後から動かせる余地が残ります。その具体的な答えは、この先の回に持ち越します。逆に言うと、法律が決めた専属管轄そのものは——当事者の合意があっても、絶対に動きません。もう1つ、当事者の意思に等しい扱いを受ける場面があります。

3 二度目の動かし方——応訴管轄

短答・論文共通

二度目の動かし方——応訴管轄

| 応訴管轄のイメージ

- 管轄違いの抗弁を出さずに、いきなり**本案の防御**を始めてしまう
- 「デザイン料はもう支払った」というような、中身の反論

| 生まれる管轄

- 争わずに防御を始めた、その裁判所に**管轄権が生じる**

図：応訴管轄のイメージ（管轄違いを争わず本案の防御を始めると管轄が生じる）ボード

もし、Mさんが契約書の条項をまったく争わず——いきなり中身の防御を始めたら、どうなるでしょうか？「デザイン料はもう支払った」というような、本案についての反論で

す。この場合に生まれる管轄を、条文で確認しましょう。

条文 民事訴訟法12条

民事訴訟法第12条(応訴管轄)

第十二条 被告が第一審裁判所において**管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした**ときは、その裁判所は、管轄権を有する。

「弁論をし」だけでなく——「弁論準備手続において申述をした」場合も含まれます。□

頭弁論の場合だけに限られない、という点に注意してください。もう1つ、条文の言い回しに注目してください。「**管轄違いの抗弁を提出しないで**本案について弁論をし」とあります。先に管轄違いの抗弁を出していれば、応訴管轄は生まれません。争う意思を示しているからです。管轄違いの抗弁を出さずに本案を弁論した場合だけ、応訴管轄が生まれます。

合意管轄と応訴管轄——事前と事後の対

	合意管轄（事前）	応訴管轄（事後）
いつ動くか	契約の 時点 で、あらかじめ	訴えられた あと の行動で
何が根拠か	書面による 明示の合意 (11条)	争わず本案を弁論した 事実 (12条)
専属管轄では	合意しても無効	争わなくても生じない

事前の合意と事後の合意——どちらも公益の線には効かない

図：合意管轄（事前）と応訴管轄（事後）の対比+専属管轄では生じないボード

合意管轄が**事前**の合意なら、応訴管轄は**事後**の合意に等しいと言えます。被告が管轄違いを争わず、本案の防御を始めた以上——その裁判所で審理を続けることに、異議は無いと扱ってよい、という考え方です。ここで、Mさんの行動を当てはめてみましょう。Mさんが、東京地裁で管轄違いを一切争わず——いきなり「デザイン料はもう支払った」という防御を始めたとします。応訴管轄が生じて、東京地裁の管轄が確定します。Mさんの応訴という行動だけで、東京地裁の管轄が生まれてしまいます。だから、応訴管轄は「被告が損をする制度」ではありません。「被告が同意したのと同じ扱いを受ける制度」だと考えてください。

ここが取り違いやすいところですが、**専属管轄では、応訴管轄は生じません**。専属管轄は、当事者の合意でも動きませんでした。争わないという不作為でも、同じように動きません。たとえば、前回見た、プログラムの著作物をめぐる訴えです。黙って反論を始めても、専属管轄である以上、その裁判所に管轄は生まれません。合意も無効、応訴も無効——専属管轄は、この2つのどちらの入り口から、絶対に動きません。ここまでで、当事者が地図を動かす2つの経路を見ました。次は、地図そのものを、裁判所自身が引き直す例外を見てみましょう。

4 例外の第三の道——指定管轄

短答知識

例外の第三の道——指定管轄（10条）

| 10条1項——裁判権を行使できないとき

- 法律上または事実上、行使できないとき——**直近上級の裁判所**が決定で定める

| 10条2項——管轄区域が明確でないとき

- 隣り合う裁判所の**受け持ち区域の境目**がはっきりしないとき——共通する直近上級の裁判所が定める

| 10条3項

- この決定に対しては、**不服を申し立てることができない**

| 移送との違い

- 移送＝**別の裁判所に管轄がある**場合／指定管轄＝**管轄裁判所自体が機能しない・定まらない**場合

図：指定管轄の場面

- 災害等で裁判所が機能しない
- 管轄区域が不明確で定まらない
- 移送との違いボード

たとえば、大規模な災害で、ある地域の裁判所が長期間——機能を停止したとします。そのままでは、訴訟が宙に浮いてしまいます。こういう場合の備えを、条文で確認しましょう。

条文 民事訴訟法10条

民事訴訟法第10条(管轄裁判所の指定)

第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の**直近上級の裁判所**は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する**直近上級の裁判所**は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

3 前二項の決定に対しては、**不服を申し立てることができない**。

この制度を、**指定管轄**と呼びます。1項の場合も2項の場合も、直近上級の裁判所が、申立てにより決定で定めます。2項のほうは、隣り合う2つの裁判所の受け持ち区域の、境目がはっきりしない場面です。だから、両方に共通する直近上級の裁判所が決めます。3項は、この決定に不服を申し立てることを認めていません。入口の管轄争いで手を止めない——そういう作りになっています。ここまで、法定管轄を動かす主体は、当事者だけでした。指定管轄は、当事者でも法でもなく——**上級裁判所**が線を引き直す、第三の道です。

移送とは別の制度です。移送は、「別の裁判所に管轄がある」場合の話です。指定管轄は、「管轄裁判所自体が機能しない、あるいは定まらない」場合の話です。さて、ここまでいろいろな動かし方を見てきました。最後に、これがどう確かめられるのかを見ていきましょう。

5

誰がどう確かめるか——管轄の調査

短答・論文共通

管轄権は訴訟要件の1つ

| 訴訟要件とは

- 裁判所が事件を裁く前提条件——これを**訴訟要件**と呼ぶ
- 詳しい枠組みは、また別の回で扱う

| 管轄が無いとどうなるか

- **却下ではない**——管轄権のある裁判所に**移送**される
- 中身は、この先の回で扱う

図：管轄権は訴訟要件の1つ（無ければ却下ではなく移送される）ボード

管轄権があるかどうかは、裁判所が事件を裁く前提条件です。これを、**訴訟要件**の1つと呼びます。訴えが適法に扱われるための条件です。詳しい枠組みは、また別の回で扱います。今日は、管轄権の無い裁判所に訴えが提起されても——却下されることはない、という点だけ押さえてください。管轄権のある裁判所に、**移送**されます。中身は、この先の回で扱います。この管轄権の調査は、**職権調査事項**と呼ばれます。裁判所はいつでも職権で調査しなければなりません。必要なら、当事者が出してこなくても、裁判所が自分で証拠を調べられます。条文を見てみましょう。

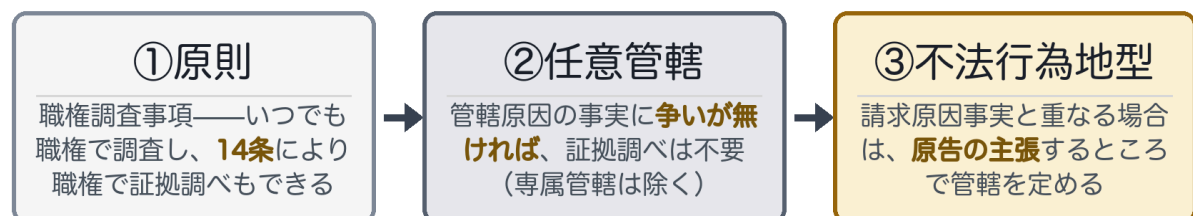
条文 民事訴訟法14条

民事訴訟法第14条(職権証拠調べ)

第十四条 裁判所は、管轄に関する事項について、**職権で証拠調べ**をすることができる。

見出しが「職権証拠調べ」であることは、注意が必要なところです。14条が定めているのは、あくまで職権で証拠調べができる、ということだけです。管轄の調査そのものが職権調査事項だ、という位置づけは——管轄権が訴訟要件だから、という解釈から出てくるものです。ただ、この原則には、2つの調整が入ります。3段構えで整理しましょう。

管轄の調査3段構え



訴額は手数料の基準でもあるので、争いの有無にかかわらず職権で証拠調べができる

図：管轄の調査3段構え

- ①職権調査・職権証拠調べ
- ②任意管轄で争いが無ければ証拠調べ不要
- ③不法行為地型は原告の主張で定める
- ボード

1段め、原則です。裁判所はいつでも職権で調査し、必要なら証拠調べもできます。2段め、専属管轄以外の**任意管轄**については——管轄の原因になる事実、当事者間で争いが無ければ、証拠調べは不要です。たとえば、K社の本店が東京にあることに、Mさんが争わなければ——それ以上の証拠調べは要りません。ついでに、なぜ任意管轄だけなのかも押さえておきましょう。任意管轄は、当事者の便宜のために引かれた線でした。だから、当事者が争わないなら、そこまでで足ります。専属管轄は公益の線ですから、当事者が争わなくても、裁判所が自分で確かめます。

3段め、争いがある場合でも——前回見た**不法行為地**のように、請求の種類や性質、請求を理由づける事実で管轄が定まる場合は——原告が**主張するところ**によって、管轄を定めます。なぜ、それで足りるのか。理由をじっくり説明します。不法行為地では、管轄を決める事実——「不法行為があった」という事実そのものが——同時に、本案の請求原因事実そのものでもあります。この管轄審査の段階で、その事実の存否を確定的に認定してしまうと——本案の審理を先取りすることになってしまいます。管轄は、あくまで「この裁判所で審理してよいか」という入口の問題です。「その請求が実際に認められるか」という中身の当否は、別の問題です。

原告の主張が正しいかどうかは、本案の審理に委ねられます。たとえるなら、免許証の提

示を求めるのと——実際に信号無視をしたかどうかを裁判で決めるのは、別の場面ですよ。管轄の審査は前者、本案の審理は後者にあたります。簡裁か地裁かを定める訴額は、納める手数料の額を決める物差しでもあります。だから、当事者が争っているかどうかに関係なく、裁判所が**職権で証拠調べ**を行えます。訴えを起こすときは、訴額に応じた手数料を、国に納めます。当事者が争っていないからといって、納める額を当事者任せにはできません。同じ「管轄に関わる事実」でも、扱いが違います。ここが対比のポイントです。この考え方を、1枚にまとめます。

★ **論文で書く規範**：職権証拠調べの3段階
構え ①原則として職権で調査・証拠調べができる／②任意管轄で管轄原因に争いが無ければ証拠調べは不要／③不法行為地のように管轄原因事実と請求原因事実が重なる場合は、**原告の主張**するところによって管轄を定める。（規範（通説））

では、最後の論点に進みます。管轄が決まる"時点"の話です。

6

いつの時点で固定するか——管轄の恒定

短答・論文共通

いつの時点で固定するか——管轄の恒定

|15条——管轄の標準時

- 裁判所の管轄は、**訴えの提起の時**を標準として定める

※「訴えの提起の時」とは、原告が訴状を裁判所に**提出した時点**

|訴訟中に事情が変わっても

- K社が本店を移転しても、審理はそのまま——これを**管轄の恒定**と呼ぶ
- 手続の安定性と訴訟経済のための仕組み

|取り違いやすい罠

- 「訴えの提起の時」は、被告に届いて訴訟係属が生じる**送達の時**とは別の時点

図：管轄の恒定

- 条文の基準は「訴えの提起の時」＝訴状を提出した時点
- 訴訟中の事情変更で動かない
- ボード

ここからは、契約書の条項がなかった場合——前回の場面に戻して考えます。Mさんが、義務履行地を使って、札幌の裁判所に訴状を提出したとします。その後、K社が本店を大阪に移転したら、管轄はどうなるでしょうか？大阪を基準に考え直すことは、ありません。管轄は、ある時点を基準に固定されます。条文を見てみましょう。

条文 民事訴訟法15条

民事訴訟法第15条(管轄の標準時)

第十五条 裁判所の管轄は、**訴えの提起の時**を標準として定める。

「訴えの提起の時」とは、原告が、訴状を裁判所に**提出した時点**です。Mさんが訴状を札

幌の裁判所に提出した、その時点で管轄が固定されます。K社が本店を移転しても、審理はそのまま札幌の裁判所で続きます。なぜ、こんな仕組みが必要なのでしょう。手続の安定性と、訴訟経済のために——いったん適法に係属した訴訟は、その後の事情変更に左右されず、同じ裁判所で審理を続けます。最後に1つ、取り違いやすい罠を確認しておきます。

「訴えの提起の時」は、被告に訴状が届いて訴訟係属が生じる——**送達の時**とは、別の時点です。

基準は、あくまで訴状を提出した日です。この違いは、また別の回で、もう一度確認します。

7

今日のまとめ——動く地図、動かない地図

M×K社135万円——4つの変化形

変化形	条件	結論（管轄）
A 契約条項なし	4条の原則どおり	Mなら 東京 ／K社なら 札幌
B 義務履行地	5条1号 (民484条1項)	Mは動かず、 札幌 でK社を訴えられる
C 専属的合意管轄	契約書の条項が有効	Mは 東京地裁 でしか訴えられない
D 応訴管轄	争わず本案の防御	条項の有効性を問わず 東京地裁 に確定

同じ135万円の相談なのに、見る角度で結論が変わる

図：M×K社135万円の4つの変化形

- A普通裁判籍だけ
- B義務履行地の副作用
- C専属的合意管轄
- D応訴管轄
- まとめボード

同じ、Mさんのデザイン料135万円という相談を、4つの角度から見てきました。契約条項が無ければ、Mさんが訴えるなら東京、K社が訴えるなら札幌でした。義務履行地を使う

と、Mさんは動かなくてよく、札幌でK社を訴えられました。契約書の専属的合意管轄が有効なら、Mさんは東京地裁でしか訴えられません。そして、Mさんがそれを争わずに本案の防御を始めれば——条項の有効性を検討するまでもなく、東京地裁の管轄が確定しました。冒頭の問いに戻りましょう。なぜ、札幌のMさんが、東京地裁から呼び出されたのか。答えは、契約書に書かれていた、専属的合意管轄の条項でした。

今日の到達点——管轄を決める4つの主体

| ①法——法定管轄

- 条文がそのまま定める——被告の住所地、義務履行地など

| ②当事者の合意——合意管轄

- 契約であらかじめ、法定管轄と異なる裁判所を定める（11条）

| ③当事者の応訴——応訴管轄

- 管轄違いを争わず本案の防御を始めると、管轄が生じる（12条）

| ④上級裁判所——指定管轄

- 裁判所が機能しない・区域が不明確なとき、直近上級の裁判所が定める（10条）

| 判定の時点

- **訴えの提起の時**を基準に固定される——その後の事情変更では動かない（15条）

| この先に送る話

- 相手が海外にいる場合の管轄は、次回
- 今日崩れた地図を動かす手段——移送は、この先の回で扱う

図：今日の到達点

- 管轄を決める主体の一覧＝法
- 当事者の合意
- 当事者の応訴
- 上級裁判所の指定
- 判定の時点

- 送り先一覧ボード

今日の話、1つの表に畳んでおきましょう。管轄を決める主体は、4つありました。法自身が決める——法定管轄。当事者が事前に決める——合意管轄。当事者の行動が決める——

応訴管轄。そして、上級裁判所が例外的に決める——指定管轄です。そして、動かせるのは、当事者の便宜のための線だけです。公益のための専属管轄は、このどの経路でも動きません。もう1つ、この地図がいつ確定するのかも、決まっていたね。訴えの提起の時

——訴状を提出した、その瞬間の事情で固定され——その後の変化には左右されません。今日崩れた地図——専属的合意管轄を、後から動かす手段である移送は、その先の回で扱います。

今日はここまでです。